

宇和島東高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は、宇和島東高等学校同窓会（略称 宇東高同窓会）と称し、その所在地を宇和島市文京町1-1 愛媛県立宇和島東高等学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、会員相互の友好、親睦を深めるとともに母校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会の開催。
2. 会員相互の親睦を深め、教養をたかめる事業。
3. 母校行事の後援と母校の発展に寄与する事業。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第4章 会員

第4条 本会は、宇和島東高等学校の卒業生ならびに宇和島中学校同窓会および宇和島商業学校同窓会の会員であった者をもって組織する。ただし、同校に在籍したことのある者で会長が推薦し理事会で承認された者を会員とすることができる。

第5条 本会は、母校の教職員および教職員であった者を客員とする。

第6条 会員は、その姓名、住所、勤務先等に変更があったときには、本会事務局に報告するものとする。

第5章 役員

第7条 本会に次の役員を置き、その任期は就任後2回目の定期総会終了が終了した月末までとする。ただし、新規卒業生については、就任後2回目の改選年の定期総会が終了した月末までとする。補欠または増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。役員は再任されることができる。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
監 事	2 名
理 事	各期より5名以内（新規卒業生は、全日制は卒業時のクラス理事、定時制は学年理事とし、人数制限を設けない）
常任理事	理事の中から5名以上
会 計	1 名
顧 問	若干名

第8条 役員選出について

1. 会長、監事は理事会において選任し、総会において承認を得るものとする。理事会は理事の中から、期・性別等の均衡を総合的に勘案して互選により選考委員7名を選出、選考委員会が次期 会長、監事の選考にあたる。
2. 副会長、会計、顧問は会長が選任し、又は解任する。
3. 理事になろうとする者は、本会所定の用紙により本会会員1名以上の推薦人の名簿を作成し、改選年の総会が終了した月末までに事務局に提出する。各期の理事が5名に満たないときは改選年の総会が終了した月末以降においても同様の手続き、または常任理事会の推薦により各期5名まで増員することができる。
4. 常任理事は、理事会の同意を得て、会長が理事の中から選任し、又は解任する。
5. 会長、副会長、監事（以下「三役」という）は他の役員（理事を含む）を兼ねることはできない。三役は就任にあたり、理事であるものは理事を退任する。

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

会長は、本会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
監事は、本会会計の監査をする。

理事は、本会会務の運営に協力する。
常任理事は、本会会務を運営する。
会計は、本会の会計事務をする。
顧問は、会長の諮問に応じて会務の相談にあずかる。

第6章 会議

第10条 本会は、会長の招集により、次の会議を行う。会議について必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

1. 定期総会は毎年1回開催する。
2. 定期総会の議題は次のものとする。
 - (1) 三役の承認。
 - (2) 事業の報告および計画。
 - (3) 決算の承認。
 - (4) その他会の重要事項の審議決定。
3. 総会の企画・運営は、常任理事会から選任された運営委員会が行う。
4. 理事会は、毎年2回定期に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、理事から要求があったときは、会長が招集し、以下のことを審議する。
 - (1) 総会に提出する議案、総会の委任事項および三役の選考に関する事項。
 - (2) 常任理事の承認、その他本会の運営に関する重要案件。
 - (3) 緊急を要する場合は総会を代行することができる。
 - (4) 会には必要に応じて、理事以外の者を出席させることができる。
5. 常任理事会は、必要に応じて開催し、次のことを審議する。
 - (1) 総会および理事会に提出する事項の審議および本会の運営に関する事項。
 - (2) 理事会から委任を受けた事項。
 - (3) 会には必要に応じて、常任理事以外の者を出席させることができる。
6. 正副会長会は必要に応じて開催し、次のことを審議する。
 - (1) 常任理事会に提出する事項の審議および本会の運営に関する事項。
 - (2) 会には必要に応じて、正副会長以外の者を出席させることができる。
7. 監事は常任理事会および理事会に出席して意見を述べるることができる。

第11条 その他、第2条の目的達成のため、常任理事会の議を経て委員会をおくことができる。委員会はその任務を終了したとき、常任理事会の議を経て廃止する。委員会は委員長が招集し、議長となる。委員会について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第7章 会計

第12条 本会の会員は入会時に別に定める入会金を納入する。

第13条 本会の経費は、会員の入会金、会費、寄付金その他収入をもってこれに充てる。会費について必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 支部の設置

第15条 支部の設置については次の通りとする。

1. 会員が多数在住又は在職する地域及び職域には、会員の申し出により支部を設置することができる。
2. 支部の設置について必要な事項は理事会の議を得て別に定める。

第9章 本会の設立

第16条 本会の設立年月日は昭和33年4月1日とする。

第10章 会則の改正

第17条 本会の会則の改正は総会の議決によって決定する。

第18条 本会は、この会則にもとづき必要な措置を行うため、理事会の議決により規則・細則を制定し、または改廃することができる。

この会則は令和6年8月11日から実施する。